



京都府社会保険協会
のホームページ

アクセスはこちらから▶

<https://www.shaho-kyoto.or.jp>



年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	京都南年金事務所
木津川市	—	11月21日(金)	10:00~15:00	木津川市役所
八幡市	10月17日(金)	—	10:00~15:00	八幡市文化センター

電話予約 TEL 075-644-1165 【平日 8:30~17:15】

●舞鶴年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日	開設時間	開設場所	舞鶴年金事務所
福知山市	10月2日(木)	11月6日(木)	10:15~15:45	福知山市役所
京丹後市	10月23日(木)	11月20日(木)	10:30~15:45	峰山総合福祉センター

電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30~17:15】

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約
方法

- 1 予約電話にご連絡ください。
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)

※相談当日は、予約時間の「5分前」までににお越しください。
※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 11月はねんきん月間です 2
- 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります 3
- 国民年金保険料の学生納付特例制度、免除等を受けた期間を納めて年金額を増やせます 3

京都府社会保険協会からのお知らせ

- 「ウオーキング」のご案内 4

- 「ライフステージにおける社会保険・労働保険」を基にしたWEB動画のご案内 4
- 一般財団法人 京都府社会保険協会からの図書ご案内 5

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 令和7年12月2日以降の医療機関等の受診方法 6
- マイナ保険証のよくある疑問にお答えします 7
- 令和7年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い 8

いみらん
11月30日は
年金の日

11月は ねんきん月間です

日本年金機構は厚生労働省と協力して、
公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

日本年金機構の取組内容

アニメーション動画や「わたしと年金」エッセイの優秀作品の掲載等、日本年金機構ホームページに「ねんきん月間」特集ページを設置します。



日本年金機構公式X (旧Twitter) で、年金制度に関するミニ講座 (知っておきたい年金のはなし) を実施します。

詳しくはこちらから



日本年金機構公式X (旧Twitter)
特設案内ページ

年金セミナーや制度説明会、出張年金相談会、こども絵画展を実施します。



年金豆知識

国民年金保険料を 納めるのが難しい場合は…

申請することで、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。保険料を納めないまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。

“ねんきんネット”は年金記録や 年金見込額を確認できるサービスです!

国民年金の加入月数や納付状況等の最新の年金記録をパソコンやスマートフォンから手軽に確認できます。また、持ち主のわからない年金記録も検索できます。(亡くなられた方の記録も含まれます) ぜひご利用ください!!

詳しくはこちらから



ねんきんネット
特設サイト入口ページ

この機会に公的年金について考えてみませんか?

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われたところです。これを踏まえ、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。

被扶養者認定における年間収入要件

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

■ 現行

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

■ 年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

例えば、扶養認定を受ける方が令和7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和7年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

■ 留意事項

令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。

【周知依頼】従業員の方へお知らせください

国民年金保険料の学生納付特例制度、免除等を受けた期間を納めて年金額を増やせます

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例を受けた期間は、老後の年金額に反映されません。

ただし、**10年以内であれば保険料を後払い（追納）して、年金額を増やすことができます。**

追納すると、以下のメリットがありますので、是非ご利用ください。

追納する2つのメリット

1. 老後の年金額が一生にわたり増えます！

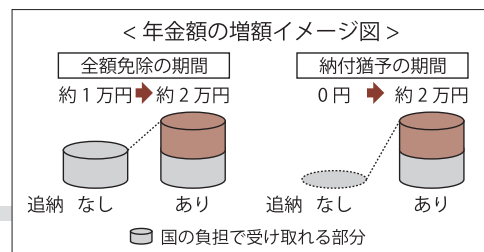
1年間分追納をすると、老後の年金が年間で

- 全額免除の期間は約1万円
- 納付猶予（学生納付特例）の期間は約2万円増えます。

※全額免除の期間は、保険料を納めなくても、国の負担により年金額が2分の1保障されています。

2. 社会保険料控除の対象となります！

追納保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。



※追納は、申込書の提出が必要です。日本年金機構のホームページをご確認ください。

京都府社会保険協会からのお知らせ

「ウォーキング」のご案内 【NPO法人京都府ウォーキング協会主催】

京都府社会保険協会では、下記のとおり、京都府ウォーキング協会主催のウォーキングに参加しています。職場のみなさまやご家族お誘いあわせのうえ、ご参加ください。（参加費無料）

番号	実施日	タイトル	コース	区分距離	集合場所	受付時間
①	令和7年 10月26日(日)	ミステリーウォーク	JR・京都駅～JR・京都駅	ファミリー 13km	JR・京都駅	9:30 ～ 10:00
②	11月30日(日)	第229回 「東山もみじ」ウォーク	JR・京都駅～五条公園～鴨川河川敷～岡崎公園～南禅寺～若王子神社～霊鑑寺～法然院～銀閣寺～地下鉄・今出川駅	13km	中央口駅前広場 (東側) 京都劇場前	
③	12月21日(日)	第230回 「東寺終い弘法」ウォーク	JR・京都駅～梅小路公園～七条通り～唐橋西寺跡公園～東寺(終い弘法)～西本願寺～JR・京都駅	10km		
④	12月7日(日)	奥嵯峨散策ウォーク	JR・花園駅～山越道～平岡八幡宮～長刀坂～後宇多天皇陵～大覚寺～JR・嵯峨嵐山駅	ファミリー 12km	JR・嵯峨野線 花園駅	

- 申込方法等：参加申込書（コピー可）に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールでお申込みください。
※ メールでお送りいただく場合は、京都府社会保険協会ホームページの「お問合せ」からお送りください。
・ 複数コースのお申込みも可能です。
・ 後日、「ウォーキング参加票」をFAXまたはメールでお送りいたしますので、当日ご持参ください。
- 申込締切日：①コース 令和7年10月17日（金） ②コース 令和7年11月14日（金）
③コース 令和7年12月12日（金） ④コース 令和7年11月28日（金）
- お 問 合 せ：一般財団法人 京都府社会保険協会 TEL 075-251-1190



ウォーキング参加申込書 【FAX 075-251-1194】

参加希望コース番号：

事業所名称	会員番号	※広報誌「社会保険きょうと」送付時の宛名ラベルに記載の6桁の番号					
電話番号	FAX番号						
参加者氏名(代表)	昭和・平成	年	月	生まれ	携帯番号	—	—
代表者の住所							
参加者氏名	昭和・平成	年	月	生まれ	※複数コース、5名以上でお申込みされる場合は、コピーしてお使いください。 ※申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。		
参加者氏名	昭和・平成	年	月	生まれ			
参加者氏名	昭和・平成	年	月	生まれ			

「ライフステージにおける社会保険・労働保険」を基にしたWEB動画のご案内

書籍「ライフステージにおける社会保険・労働保険」を基にしたWEB動画の配信を始めました！

この動画は、お手元にテキストがなくても視聴いただければ、社会保険・労働保険について理解していただけるようにポイントを絞って説明されています。

動画内容は、社会保険の手続き（12分）、働き方と社会保険（11分）、ケガや病気（13分）、結婚・出産・育児・介護の手続き（12分）、退職の手続き（11分）となっています。
講師：特定社会保険労務士 柳田 恵一 氏

◎WEB動画は、京都府社会保険協会 会員専用ページから視聴できます。

◎書籍「ライフステージにおける社会保険・労働保険」のPDFファイルを会員専用ページに掲載しています。

（会員専用ページのユーザーID・パスワードは、6月送付の「社会保険きょうと」に掲載しております。
なおID・パスワードが不明の場合は、当協会までお問合せください。）

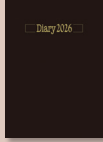


発行：一般社団法人全国社会保険協会連合会

一般財団法人 京都府社会保険協会からの図書ご案内

<社会保険関係図書>●期間：令和7年**10月31日**まで

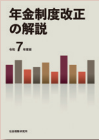
※**10月31日**を過ぎての申込みは定価販売となりますのでご注意ください。



ダイアリー 2026 ※今回は黒色

B5判160頁 定価1,430円(税込) **特別価格1,287円(税込)**

使いやすさと品質の高さから、毎年ご好評をいただいているダイアリーです。



2025年（令和7年）年金制度改正の解説

A4判80頁 定価2,200円(税込) **特別価格1,980円(税込)**

6月に公布された「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の解説書です。改正条文に基づき改正に至る背景から詳しく解説しており、実務用資料としても最適な1冊です。

本改正法の新旧対照条文がPDFでダウンロードできます！



2025年（令和7年）年金制度改正のポイント

A4判16頁 定価330円(税込) **特別価格297円(税込)**

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の、多岐にわたる年金制度改正のポイントを実施時期とともに網羅的に解説しています。



労働・社会保険法令の改正対応リスト

A4判24頁 定価550円(税込) **特別価格495円(税込)**

従業員の労務管理、労働社会保険手続に必要な労働法令及び労働保険・社会保険関係法令は、毎年のように改正が行われています。令和7年以降に改正が予定されている内容をわかりやすく整理しました。

※下記必要事項をご記入のうえ、**10月31日までに京都府社会保険協会までファックスまたは協会ホームページ「お問合せ」からメールで必要事項を入力してお申込みください。**

※図書に「請求書」を同封して送付いたしますので、代金のお支払いは振込でお願いいたします。

京都府社会保険協会 行 FAX. 075-251-1194

図書の内容・送料等
お問合せ先
(株)社会保険研究所
TEL 06-6765-7836

個人情報の取扱いに同意し
下記のとおり注文します。

特別価格購入申込書

申 込 日	令和 7 年	月	日	会 員 番 号	
事 業 所 名 称				ご担当者名	
事業所所在地	〒 ー				
電 話 番 号					

コード	図 書 名	特別価格	部 数
520334	ダイアリー 2026 (B5判) ※A5判は2025をもって販売を終了いたしました	1,287 円	部
320125	年金制度改正の解説	1,980 円	部
320601	年金制度改正のポイント	297 円	部
460602	労働・社会保険法令の改正対応リスト	495 円	部

●個人情報の取扱い

お客様よりご提供頂いた個人情報につきましては、弊社にて厳重に管理を行い、お申し込みいただいた図書の発送に利用いたします。なお、注文部数等によっては、発送を委託する場合があります。開示、訂正等のご希望がありましたら、下記までお問い合わせください。弊社はお客様の任意性に基づき個人情報を収集いたしますが、個人情報をいただけないとお取り引きができない場合がございますので、ご了承ください。また、新刊図書等のご案内目的で、お客様の情報を使用させていただく事があります。今後、案内等をご希望にならない場合は、下記の口欄にチェックをお入れください。

☐ 今後図書案内の送付を、希望しません。

お客様窓口（開示等苦情の申出先） ☎06-6765-7836 株式会社 社会保険研究所 個人情報保護管理者 総務部／編集部部長
その他の図書につきましては、(株)社会保険研究所のホームページ「社会保険・年金関連図書カタログ」にてご覧いただけます。
京都府社会保険協会の会員は、期間内で当協会にご注文をいただくと定価の10%引きでご購入いただけます。ただし送料は別途いただきます。

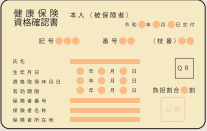


shahoken.osaka.jp 検索

令和7年12月2日以降の医療機関等の受診方法

青色の健康保険証は令和7年12月2日より、利用できなくなります。

12月2日以降は、マイナ保険証または資格確認書で受診していただくことになります。

	受診方法	使用方法	取得方法等
マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証 	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	マイナンバーカードを入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書 	医療機関へ提示	- 資格取得届や被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄に☑をされた場合に交付 - マイナ保険証をお持ちでない方には申請によらず交付
マイナ保険証が使用できない医療機関で受診される方	マイナポータル+マイナ保険証 	マイナ保険証と一緒に「マイナポータルの健康保険証情報」を医療機関へ提示	【マイナポータルの健康保険証情報】マイナポータルへログイン後、「資格情報」から登録されている健康保険証情報を表示
	資格情報のお知らせ+マイナ保険証 	マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」を医療機関へ提示	【資格情報のお知らせ】協会けんぽに加入されている方全員に自動的に交付

有効期限に注意してください△

	有効期限
マイナンバーカード	発行日から10回目の誕生日まで 発行時に18歳未満の方は5回目の誕生日まで
マイナンバーカード電子証明書	年齢にかかわらず発行日から5回目の誕生日まで
資格確認書	最長5年 ※任意継続被保険者は最長2年
資格情報のお知らせ	なし



▲ 詳しくはこちら
「政府広報オンライン」

マイナンバーカードの有効期限やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れると…

- マイナンバーカード…本人確認書類としての使用ができなくなる
 - 電子証明書…マイナポータルにログインできなくなるほか、証明書のコンビニ交付などできなくなる
- 電子証明書の有効期限が切れた場合でも、期限切れから3か月間はマイナ保険証としての利用は可能ですが、その後電子証明書の更新を行わなければ、マイナ保険証の利用はできなくなります。



マイナ保険証のよくある疑問にお答えします

Q マイナ保険証での受診の仕方は？

A オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等の場合

マイナ保険証を窓口のカードリーダーで読み取っていただくことで受診できます。



オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合

マイナ保険証に加えて、資格情報のお知らせまたはマイナポータルの資格情報画面を窓口で提示していただくことで受診できます。

Q 資格取得後、いつからマイナ保険証は使えるの？

A 日本年金機構に提出された資格取得届等にマイナナンバーを正確に記入等いただいた場合、資格情報のお知らせ等がお手元に届いた時点で、オンライン資格確認システムへのデータ登録が原則完了しています。

医療機関等を受診する前に、マイナポータルで健康保険の資格が反映されているかをご確認の上、受診いただきますようお願いいたします。

Q マイナ保険証の利用登録はどうやってしますか？



令和7年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。被扶養者状況の変更の有無に関わらず毎年ご提出いただく必要があるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

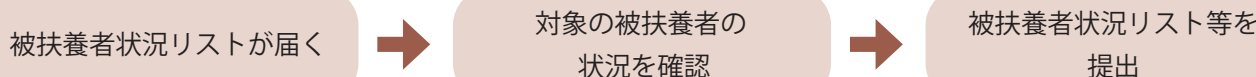
◆ 今年度確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）を超過している方（18歳未満の方や直近で認定された方を除く）

上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

◆ 被扶養者状況リスト提出までの流れ



送付時期

令和7年10月下旬

※事業主様へ順次送付

提出期限

令和7年12月12日（金）

送付書類

- ・被扶養者状況リスト
- ・説明用リーフレット
- ・被扶養者調書兼異動届（削除用）
- ・返信用封筒

提出いただく書類

・被扶養者状況リスト（必須）

【扶養解除となる方がいらっしゃる場合】

「被扶養者異動届」の提出が必要ですので、可能な限り日本年金機構へ**電子申請**^{（※）}でお手続きください。

なお、電子申請でのお手続きが難しい場合は、同封の「被扶養者調書兼異動届」に、お持ちの場合は該当する方の被保険者証等を添えて、協会けんぽへご提出ください。

（※）日本年金機構の電子申請をご利用いただく場合であっても、被扶養者状況リストは協会けんぽへご提出いただきますようお願いいたします。

【人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動があった場合】

「一時的な収入変動」に係る事業主証明の提出が必要です。

● 令和6年度の被扶養者資格再確認の実績（全国）

- 被扶養者から解除された人数 …… **約6.3万人**
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） …… **約11億円（見込み）**

詳しくはこちらをご覧ください▶



協会けんぽ京都支部【☎075-256-8630(音声案内①)】

■ 京都府社会保険協会のホームページ <https://www.shaho-kyoto.or.jp>

発行／（一財）京都府社会保険協会

京都市中京区西洞院通六角下る池須町408-1
北川ビル3階 TEL.075-251-1190

職場内で回覧しましょう